

# 畜舎特例法の対象の追加について

2022年7月  
農林水産省

## ○ 目次

---

1. 畜舎特例法の概要
2. 畜舎特例法の対象を追加することについて

## ○ 目次

---

1. 畜舎特例法の概要

2. 畜舎特例法の対象を追加することについて

# 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和4年4月1日施行)のポイント

## 1. 目的【第1条】

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画(「畜舎建築利用計画」)の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

## 2. 対象となる畜舎等【第2条第1項、第3条】

- ・ 畜舎(搾乳施設を含む)又は堆肥舎【第2条第1項】
- ・ 市街化区域外・用途地域外の地域の敷地に建築【第3条第3項第1号】、高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有さず【第3条第3項第2号】、建築士が設計したもの【第3条第3項第3号】を対象とする

## 3. 対象となる建築行為【第2条第2項】

対象とする「建築等」は、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為とする【第2条第2項】

## 4. 技術基準・利用基準の遵守【第2条第3・4項、第7条、第13条】

- ・ 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法に関して省令で定める、

- ① 畜舎内の滞在時間等の制限
- ② 畜舎内の整頓などによる避難経路の確保
- ③ 例えば、避難訓練など災害の防止・軽減措置 をいう

【第2条第4項】

- ・ 「技術基準」とは、畜舎等の敷地・構造・建築設備について省令で定める、

- ① 継続的に畜産経営を行う上で、利用基準と相まって、安全上等について支障がない基準
- ② 都市計画区域等の畜舎等にあつては、建蔽率等について支障がない基準 等をいう【第2条第3項】

- ・ 畜舎等は、技術基準に適合するものでなければならない【第7条第1項】
- ・ 畜舎等は利用基準に従って利用しなければならない【第7条第2項・第3項】
- ・ 計画認定を受けた者は、畜舎等の利用状況について5年に1回、知事に報告しなければならない【第13条第1項】

● 本法律は、構造等の基準のみで規制する建築基準法とは異なり、畜舎等の利用方法等に関する利用基準と畜舎等の構造等に関する技術基準を組み合わせることにより、両者が相まって畜舎等の安全性を担保するもの。

● 利用基準と技術基準の組み合わせは、省令で規定。

A構造畜舎等：[簡易な利用基準(宿泊しない等)] + [建築基準法と同等の技術基準]

B構造畜舎等：[標準的な利用基準] + [建築基準法より緩和された技術基準]

# 畜舎及び堆肥舎の定義

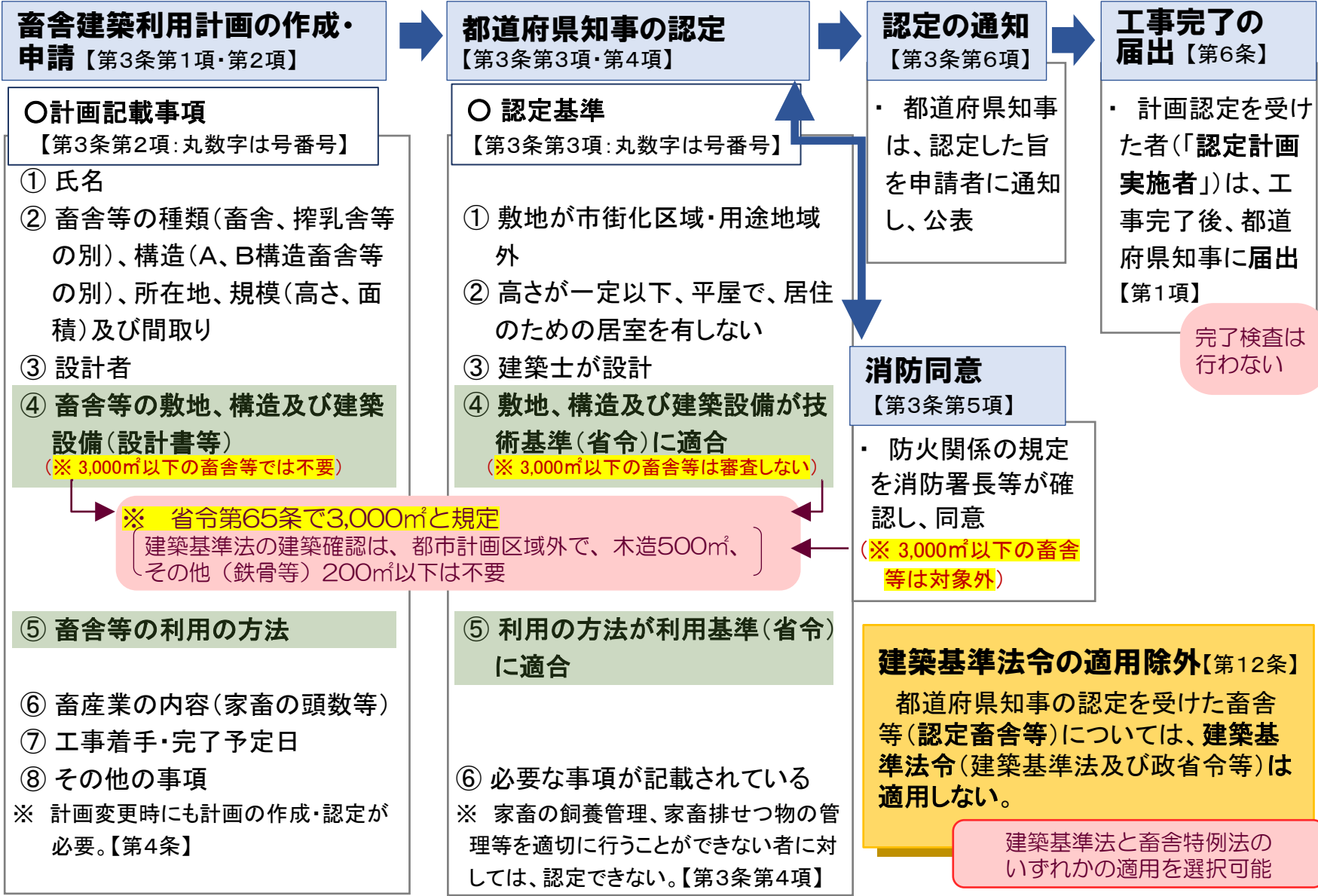
## (1) 畜舎の定義 (農林水産省令第1条)

- 家畜を飼養する施設
- 搾乳施設
- 集乳施設 (飼養施設に付随するもの)
- 飼養施設、搾乳施設若しくは集乳施設に附属する門又は塀
- 飼養施設、搾乳施設又は集乳施設の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは畜舎の一部として扱う

## (2) 堆肥舎の定義 (農林水産省令第2条)

- 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの (発酵槽、縦型コンポスト等の工作物は屋根及び柱若しくは壁がないため該当しない)
- 上記の堆肥舎に附属する門又は塀及び堆肥舎の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは堆肥舎の一部として扱う

# 計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ



## 畜舎建築利用計画の作成・申請【第3条第1項・第2項】

○ 計画記載事項  
【第3条第2項:丸数字は号番号】

- ① 氏名
- ② 畜舎等の種類(畜舎、搾乳舎等の別)、構造(A、B構造畜舎等の別)、所在地、規模(高さ、面積)及び間取り
- ③ 設計者
- ④ 畜舎等の敷地、構造及び建築設備(設計書等)  
**(※ 3,000㎡以下の畜舎等では不要)**

※ 省令第65条で3,000㎡と規定  
〔建築基準法の建築確認は、都市計画区域外で、木造500㎡、  
その他(鉄骨等)200㎡以下は不要〕

### ⑤ 畜舎等の利用の方法

- ⑥ 畜産業の内容(家畜の頭数等)
  - ⑦ 工事着手・完了予定日
  - ⑧ その他の事項
- ※ 計画変更時にも計画の作成・認定が必要。【第4条】

## 都道府県知事の認定【第3条第3項・第4項】

○ 認定基準  
【第3条第3項:丸数字は号番号】

- ① 敷地が市街化区域・用途地域外
- ② 高さが一定以下、平屋で、居住のための居室を有しない
- ③ 建築士が設計
- ④ 敷地、構造及び建築設備が技術基準(省令)に適合  
**(※ 3,000㎡以下の畜舎等は審査しない)**

### ⑤ 利用の方法が利用基準(省令)に適合

- ⑥ 必要な事項が記載されている
- ※ 家畜の飼養管理、家畜排せつ物の管理等を適切に行うことができない者に対しては、認定できない。【第3条第4項】

## 認定の通知【第3条第6項】

・ 都道府県知事は、認定した旨を申請者に通知し、公表

## 消防同意【第3条第5項】

・ 防火関係の規定を消防署長等が確認し、同意  
**(※ 3,000㎡以下の畜舎等は対象外)**

## 建築基準法令の適用除外【第12条】

都道府県知事の認定を受けた畜舎等(認定畜舎等)については、**建築基準法令(建築基準法及び政省令等)は適用しない。**

建築基準法と畜舎特例法のいずれかの適用を選択可能

## 工事完了の届出【第6条】

・ 計画認定を受けた者(「認定計画実施者」)は、工事完了後、都道府県知事に届出【第1項】

完了検査は行わない

# 技術基準

## ○ B構造畜舎等

### 建築基準法

建築基準法では、構造計算に用いる材料（木材、鋼材等）の短期許容応力度には、安全係数が組み入れられている。

※例えば、木材の強度がFであるのに対し、短期許容応力度は $2/3F$ という数値を使うよう規定。（つまり、 $1/3$ が安全係数。）

- ・ 畜舎特例法は、技術基準と利用基準が相まって畜舎の安全性を確保するものであり、厳しい利用基準を遵守することで技術基準の緩和を許容可能。

## ○ A・B構造畜舎等共通

### 建築基準法

建築基準法では、幅厚比及び径厚比を規定しており、告示で定められた特定畜舎にも適用。

基礎の根入れの深さは、基礎の底部を密実で良好な地盤に達したものにしない場合は、12センチメートル以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとする。

- ・ 幅厚比・径厚比を平屋でシンプルな構造の畜舎に適用するのは過剰との意見。
- ・ 北海道など冷涼な地域では凍結深度が1mになるなど基礎の根入れが相当深くなり、コストがかかる。畜舎としての使用に支障が生じないのであれば、凍上による床や柱への一定の損傷は許容できるとの意見。

### 畜舎特例法の基準

短期許容応力度に材料強度等の数値を用いる。

（省令第9条～第11条）

B構造畜舎等は、畜舎内安全確保のため、畜舎の屋根にはプラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽い材料でなければならない。

（省令第18条第2号）

### 畜舎特例法の基準

幅厚比及び径厚比の規定は畜舎には適用しない。

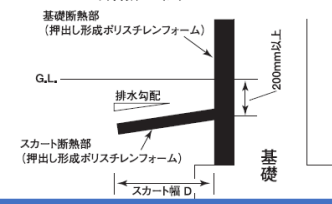
（省令第8条）

畜舎等の基礎に係る深さの規定は設けない。

（省令第17条）

※なお、一般住宅で使われているスカート断熱工法により凍結深度を浅くすることなど、凍上による損傷ができるだけ生じないようにすることを推奨

スカート断熱工法



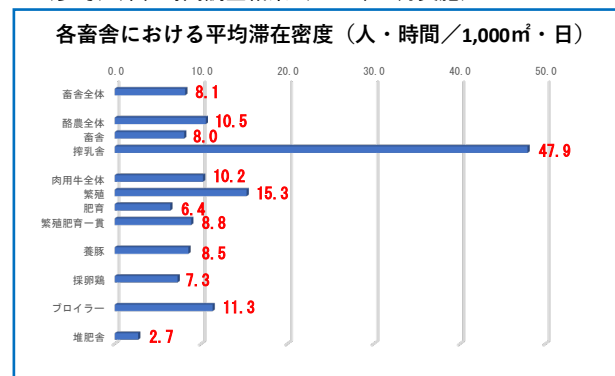
## 利用基準

(省令第63条)

- 一 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が畜舎等の床面積に応じ次の表に掲げる数値以下であること。(A構造畜舎等を除く)

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0㎡ ～1,000㎡	8時間・人	4人
1,000㎡超 ～2,000㎡	16時間・人	8人
2,000㎡超 ～3,000㎡	24時間・人	12人
3,000㎡超 ～	32時間・人	16人

(参考) 滞在時間調査結果 (R2年7月実施)



- 二 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠する者の数が0であること。
- 三 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。
- 四 二以上の避難口が特定されていること。
- 五 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。(A構造畜舎等を除く)
- 六 A構造畜舎等にあつてはA構造畜舎等であること(B構造畜舎等も同様)を当該畜舎等の見やすい場所に表示すること。
- B構造畜舎等は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明すること。



## 畜舎特例法の認定状況(令和4年6月30日時点)

都道府県	認定件数(件)
北海道	19
宮城県	5
愛知県	4
岩手県、山形県、群馬県	9(各3)
香川県、鹿児島県	4(各2)
福島県、栃木県、新潟県、滋賀県、 島根県、広島県、高知県、佐賀県、 宮崎県	9(各1)
他都府県	0
<b>合計</b>	<b>50</b>

## ○ 目次

---

1. 畜舎特例法の概要
2. 畜舎特例法の対象を追加することについて

# 規制改革実施計画(抜粋) 令和4年6月7日閣議決定

## II 実施事項

### 5. 個別分野の取組 <地域産業活性化> (9) 畜舎に関する規制の見直し

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の考え方を踏まえ、新制度における「<u>畜舎等</u>」の対象に、<u>畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加</u>することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、<u>速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>b 総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a : <u>令和4年度上期検討・結論、令和4年度措置</u></p> <p>b : aの結論を踏まえて、令和4年度下期必要に応じて検討</p>	<p>a : 農林水産省、国土交通省</p> <p>b : 総務省</p>

# 1. 畜産業の用に供する保管庫をめぐる状況

## 現状

- ・ 畜舎特例法の対象となる畜舎等に保管庫は含まれていない。

※ 畜舎や堆肥舎は他の用途の建築物に変更されにくいですが、保管庫は倉庫であり、保管庫内に搬入・存置される物品等が容易に変更可能。

- ・ 畜舎等を新築する際、畜舎は畜舎特例法により建築できるが、畜舎と一体的に利用される保管庫については、畜舎と敷地を分け、建築基準法により建築する必要。

保管庫を畜舎特例法の対象に加え、畜舎と一体的に整備できるよう求める声

## 対応

- ✓ 畜産経営に必要な飼料・敷料、農業機械、肥料、資材、その他これらに類するものの保管を目的とした保管庫について、畜舎特例法の対象とする。



## 2. 保管庫の立地について

### 保管庫の立地

・ 保管庫は、飼料や敷料などを保管するため、畜舎に隣接する場所に設置されることが多いが、一方で、自給飼料生産用機械の保管庫など、畜舎から離して設置される保管庫も見受けられるところ。

→ 畜舎と同一敷地内でない場合でも、畜産経営に必要な物品を保管しているのであれば、畜産業の振興という畜舎特例法の目的にも資する建築物と考えられる。

### 対応

✓ 畜舎等と同一敷地である必要はないこととする。

畜舎等に「附属（「門又は塀」と同様に同一敷地であることを求める規定ぶり）」するのではなく、「付随（「集乳施設」と同様に同一敷地であることを求めない規定ぶり）」とする。

✓ 「付随」することとなる畜舎等は畜舎特例法に基づく認定畜舎等だけでなく、建築基準法に基づく畜舎も含めることとする。

### 3. 保管庫の防火に係る基準について

#### 保管庫の特性

- ・ 建築基準法では、倉庫等に対して一般の建築物と比べ、防火に係る基準等で厳しい規制を課している。
- ・ ガソリン、軽油、可燃物等を保管する場合、火災の危険性が高まる。



#### 対応

- ✓ 建築基準法と同様に、保管庫に必要な技術基準（防火）を定める。また、畜舎等に課されている現行の利用基準の遵守も必要となる。
- ✓ 建築基準法と同様に、一定量以上のガソリン、軽油等の燃料の保管庫は耐火建築物又は準耐火建築物とすることを定める。
- ✓ ガソリン、軽油等の燃料や、わら等の可燃物を保管する場合は、消防法令や火災予防条例の規定が適用されることを周知する。  
※一定量以上のガソリン等の燃料を貯蔵する場合は、当該保管庫は危険物屋内貯蔵所の基準への適合が必要

## 4. 保管する物品や用途制限について

### 保管庫の特性

- ・ 保管庫内に保管する物品が、畜産経営に関係しない物品に変更されるなど、他用途に転用される可能性がある。



### 対応

- ✓ 保管庫で保管する物品は、申請時に記載することとし、利用基準において、保管庫で保管している物品についての記録の作成を義務付ける。
- ✓ 畜舎特例法で保管庫を建築した場合は、畜舎等と同様に他用途に転用できないこと、転用する可能性がある場合は建築基準法で建築したほうがよいことを周知する。
- 畜産経営に関係しない物品が保管されたり、保管庫の用途が変更された場合は、是正を求め、是正されない場合は使用の禁止等の措置を講じることとなる。

# (参考) 建築基準法令における倉庫等の規定

## ○建築基準法

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第二十七条 1～2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、**耐火建築物**又は**準耐火建築物**としなければならない。

一 別表第一 (い) 欄 (五) 項又は (六) 項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表 (に) 欄の当該各項に該当するもの

二 (略)

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(略)	(略)	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		(略)	千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	(略)		百五十平方メートル以上

※倉庫の主要構造部が耐火構造又は準耐火構造の場合の防火区画（面積区画）の設置について【建築基準法施行令第112条第1～3項】

主要構造部※ <sup>1</sup> の構造	区画すべき面積		防火区画の方法	
	スプリンクラーなし	スプリンクラーあり	床・壁	開口部
耐火構造	1,500㎡ごと	3,000㎡ごと	準耐火構造 (60分)	特定防火設備 (60分)
準耐火構造 (60分) など※ <sup>2</sup>	1,000㎡ごと	2,000㎡ごと		
準耐火構造 (45分) など※ <sup>3</sup>	500㎡ごと	1,000㎡ごと		

※1：柱、はり、壁、床、屋根及び階段

※2：柱及びはりを不燃材料とするなどの一定の基準を満たす建築物

※3：外壁を耐火構造とするなどの一定の基準を満たす建築物



## ○ 意見交換させていただきたい事項

1. 保管庫を対象にすることについて
2. 保管庫の立地について
3. 保管庫の防火に係る基準について
4. 保管する物品や用途制限について